

***記載上の注意事項**

1. □□□の記入枠に記入する文字は、OCIR(光学式文字図形読み取り装置)にて直接読み取りますので、汚したり、穴を開けたり折り曲げたりしないように気をつけてください。
2. 記入枠の部分は必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないよう、大き目の文字、カタカナ、アラビア数字で明瞭に記入してください。

「対象年」欄
健康診断を実施した年を記入してください。1年を通し、健康診断を実施している場合は(月～ 月分)に期間を書き入れ、その年の報告回数も忘れずに記入してください。

「健康診断実施機関の名称」欄
複数の機関で実施している場合、原則的には各々について記入しますが、労働者の人数が最も多く利用した機関、会社が健診を実施するうえで中心的に利用したいと考えている機関を記入する場合があります。

労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者の人数を記入してください。
業務については、下記の**※労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務**を参照してください。
なお、この業務に従事している労働者は、6ヶ月に1回の定期健康診断の受診が必要です。

「所見のあった者の人数」欄
歯科検診を除く(聴力検査オージオメーターによる検査(1000Hz)から「心電図検査」まで)健康診断項目のいずれかが有所見者であった者の人数を記入してください。
「健康診断項目」の「有所見者数」の人数ではありませんので注意してください。

「産業医」欄
非常勤産業医の場合、記入もれが多いので、氏名を記載し、押印 又は 署名を忘れないように記入して下さい。

様式第6号(第52条関係)(表面) (国策)「労働安全衛生法」第13条第2号

定期健康診断結果報告書

労働保険番号: 40345678901

対象年: 7:平成 712 (月～月分)(報告 回日) 健診年月日: 7:平成 712 215

事業の種類: 金属製品製造業 事業場の名称: (株)〇〇工業

事業場の所在地: 福岡県福岡市〇〇区×〇〇-〇-〇 電話: 092 000 0000

健康診断実施機関の名称: 〇〇健診センター 在籍労働者数: 122

健康診断実施機関の所在地: 福岡県福岡市〇〇区××-×-× 受診労働者数: 122

※労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者数(白に記して記入する)

	実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数
健	72	3	肝機能検査	9
康	72	6	血中脂質検査	11
診	50	1	血糖検査	5
断	122	10	尿検査(糖)	4
項	10	0	尿検査(蛋白)	2
目	122	8	心電図検査	8
	90	7		

所見のあった者の人数: 21 医師の指示人数: 15 歯科検診: 7 1

産業医: 氏名 〇〇病院 労働 太郎 (印)
所在地 福岡県福岡市〇〇区

平成〇年〇月〇日 事業者職氏名 (株)〇〇工業 代表取締役 博多 (印)

労働基準監督署長 (印) 製品番号(947005) 14.12

「健診年月日」欄
報告日に近い健診年月日を記入してください。労働者の誕生日に健診を行う「誕生日健診」を取り入れている企業がありますが、この場合は、最後に健診を実施した年月日を記入してください。
※定期健康診断の実施
事業者は常時使用する労働者に対し1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行わなければならないことが労働安全衛生規則44条に定められています。

「在籍労働者数」欄
常時使用する労働者の人数を、健診年月日現在で記入してください。

「受診労働者数」欄
定期健康診断以外に人間ドックなどの利用を会社が補助した場合、その利用者も受診労働者の人数に含めて記入してください。

「医師の指示人数」欄
定期健診の結果、医師から要治療、要再検査などの指示を受けた労働者の人数を記入してください。なお、問診で医師の指摘を受けた人も含まれます。

「事業者職氏名」欄
氏名を記載し、押印 又は 署名を忘れないように記入して下さい。

※労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 抗内における業務
- ス 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二酸化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気または粉じんを飛散する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務